



守山市

# 守山市緑の基本計画



【概要版】

令和2年10月

守山市

# 1 計画改訂の経緯

## (1) 計画の目的

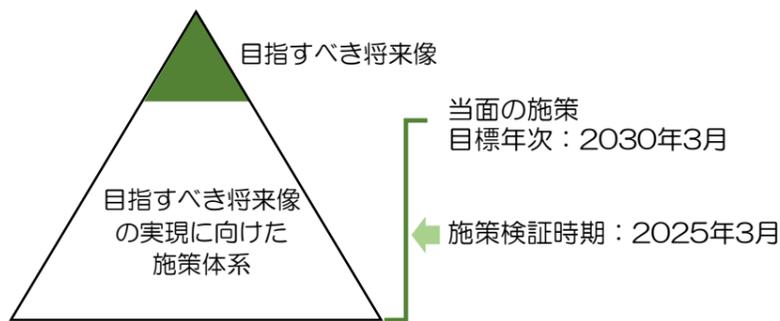
「緑の基本計画」は、都市緑地法に基づき、緑地の保全および緑化の推進を総合的・計画的に実施するための計画で、本市では平成13年3月に「水と緑の恵みが生きるまち 守山」を目指し策定しました。

計画策定後、緑を取り巻く様々な変化やこれまでの施策の進行状況等を踏まえ、また今後のまちづくりにおいて、緑という要素が重要視されるなかで、現状の課題や時代の変化に対応した全面的な改訂を行いました。

## (2) 目標年次

本計画は、長期的な視点で“みどり”に関して目指すべき将来像（夢）を示すとともに、段階的に目指すべき将来像を実現するため、当面、10年後の2030年3月を目標とした施策体系をとりまとめます。

また、計画の期間が長期にわたるため、施策のPDCAサイクルを踏まえ、概ね、2024年度を中間時の検証時期とします。



# 2 守山市の緑の現況

本市は古くから琵琶湖や野洲川の豊かな自然に恵まれた都市で、都市と自然の共生が図られてきています。

都市計画区域の緑地面積は約2,645haで緑被率※は全体の58%と前計画時の60%からほぼ横ばい。

緑地面積のうち、約8割は中部田園地域を中心に広がる農地が占めています。

市街化区域の緑地面積は約188ha（前計画時の333haから約4割減少）であり、都市計画区域全体の緑地面積の約7%に留まるとともに、半数弱を農地が占めています。

※ 緑被率とは、一定の地域で、樹林・草地、農地、園地等の緑で覆われる緑地の面積割合で自然度を表す指標の一つ（緑地面積/敷地面積×100%）。

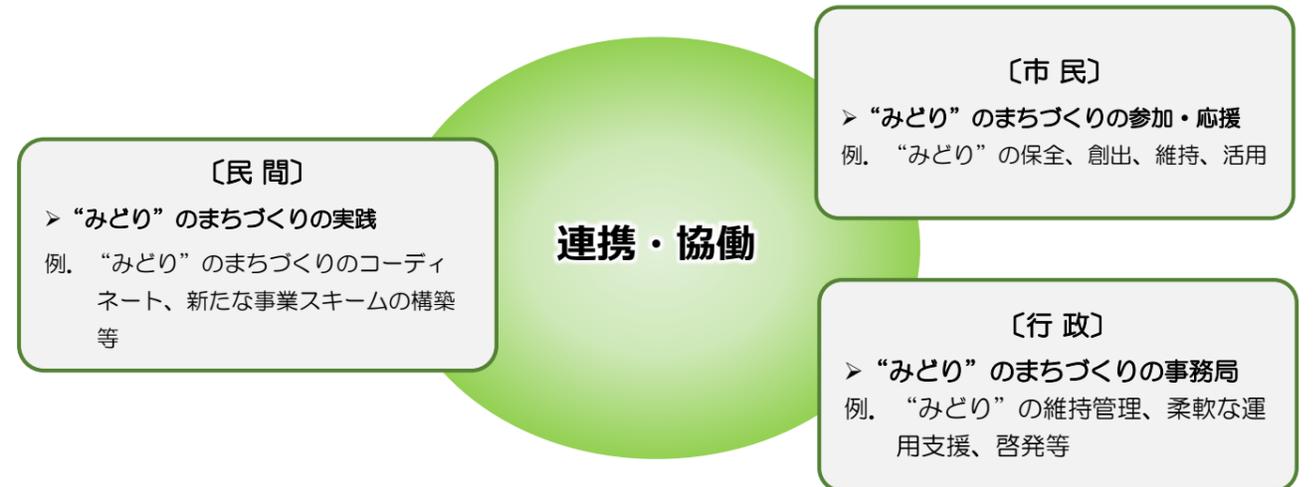


# 6 事業化に向けた取り組み

## (1) “みどり”のまちづくりにおける連携・共同の体制

本市における“みどり”のまちづくりを推進するためには、「市民」「民間」「行政」の3つの主体が連携・協働し、効果的かつ効率的な取り組みを段階的に進める必要があります。

このため、それぞれの主体が果たすべき役割を認識しつつ、円滑な取り組みの推進を目指します。



## (2) 計画の進行管理

本市における“みどり”のまちづくりを実現するために、取組みの進捗状況と効果を検証する評価指標を設定し、以下のように進行管理を行います。

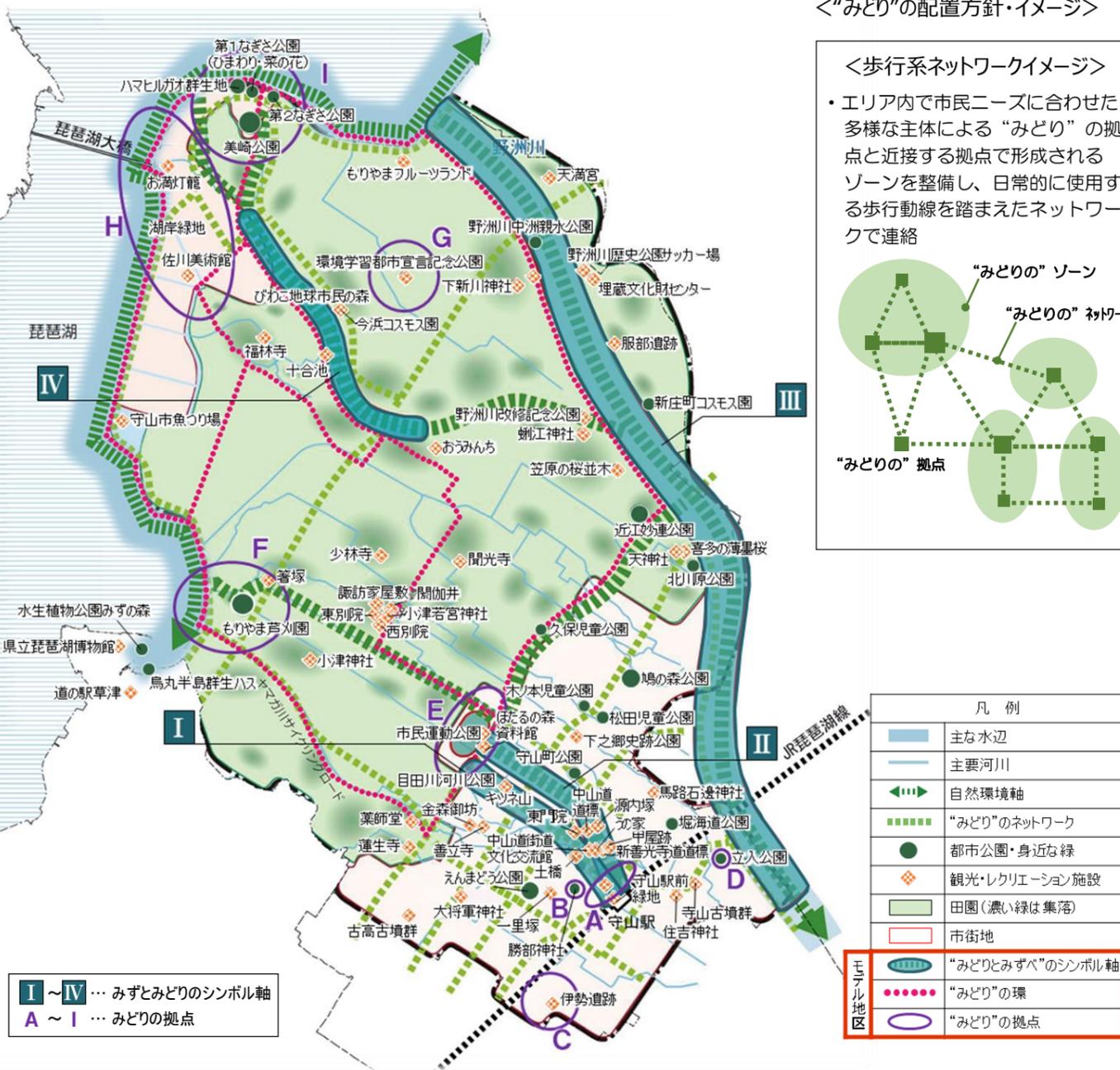
本計画の個別施策や具体的な取組み状況の把握については1年に1度、また第5次守山市総合計画に示されている下記の評価指標を参考に、5年1度を目途に、関連部局、市民や専門家を交えた評価・検証を行います。

なお、本計画は施設の新規整備よりも、その有効な利活用に重点を置いた施策を中心としていることから、評価指標も整備関連はAのみとし、その他は市民の意識を把握するものとしています。

	評価指標	平成26年度	令和元年度	令和6年度※ (目標)
A	市民1人あたりの都市公園の面積	11.55㎡	13.20㎡	15.00㎡
B	守山市の街並みや自然の風景は調和がとれていると感じる市民の割合	35.0%	52.6%	60.0%
C	公園や広場を快適で安心して活用できる市民の割合	58.0%	57.3%	60.0%
D	守山市は草木など緑が多いと感じている市民の割合	62.3%	75.2%	70.0%

本市における“みどり”のまちづくりにおいて、都市部、集落部、湖岸部の3つのエリアに区分し、エリアを連絡する“みどりの環・軸”を形成、各エリアで環境保全やレクリエーション、防災、景観形成の視点から「歩いて楽しい拠点とネットワークの形成」に取り組みます。

本市における“みどり”のまちづくり実現に向け、“みどりとみずべ”のシンボル軸、“みどりの環”、“みどりの拠点”をモデル地区として緑化重点地区に設定し、施策の水平展開に向けた施策を試行します。



＜“みどり”のまちづくりモデル地区＞

(1) “みどり”のまちづくり基本理念

本市は、琵琶湖畔や野洲川、市街地を流れる河川や用水等の水辺、市民運動公園をはじめとする公共施設でみられる様々な機能・規模を有する公園・緑地、鎮守の森や街路樹、遊歩道、住宅や事業所、店舗等の花・木、優良な農地等の“みどり”がパブリックからプライベートの領域を幅広く包含し、暮らしと密接につながっています。

水と緑に恵まれ、潤いと安らぎの環境を保ち、快適で豊かなまちを構成している本市の“みどり”のそれぞれが、人とともに多様な生物の命を守り、歴史や文化を醸成しています。そういった“みどり”、例えばホテルが飛び交う環境等がまち固有の表情を育み、「守山らしさ」を高める重要な要因になっています。

そこで、市民ひとり一人が“みどり”の価値を次代に継承すべきかけがえのない財産であることを認識し、“みどり”の将来像を実現する基本理念を掲げ、“みどり”を「創る」「守る」当事者としてまちづくりを進めるため、本計画でも前計画に定めた基本理念を引き継ぎます。

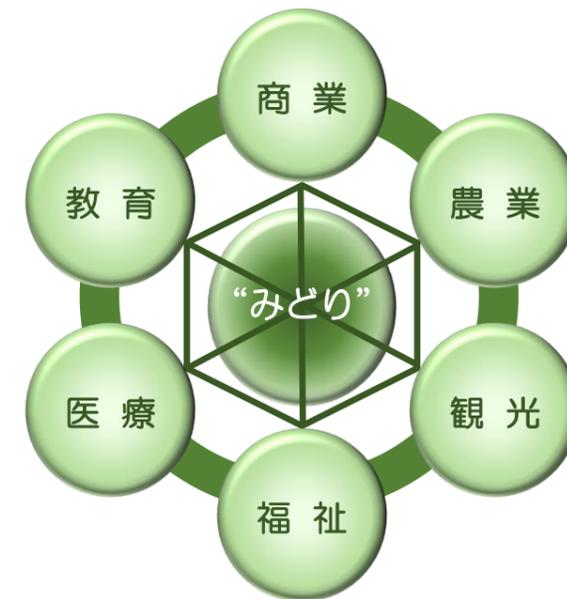
【基本理念】



(2) 将来像実現の視点

本市における“みどり”の保全、創出、活用等に関する将来像実現の視点は、“みどり”をまちづくりの手段として、商業、農業、観光、医療、福祉、教育等の分野と連携することによりグリーンインフラとして社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面で持続可能な魅力ある都市を創造することです。

“みどり”のまちづくりは、官民連携を前提として、ひとり一人が本市で暮らすことを誇りに思い、協働によって実現されるものです。



＜“みどり”のまちづくりの将来像 (“みどり”のダイヤグラム)＞

基本理念「水と緑の恵みが生きるまち 守山」を実現するため、課題・問題点を踏まえ、基本理念を実現するための基本目標として、以下に示す、3つの基本方針及び7つの施策方針、13の施策項目、32の個別施策に取り組みます。

